

ドイツ連邦共和国の裁判所制度概略

連邦憲法裁判所／2 部制						各州の憲法裁判所							
民事裁判権		刑事裁判権					行政裁判権		税務裁判権		労働裁判権		社会裁判権
通常裁判権													
最高裁判所合同部													
連邦通常裁判所							連邦行政裁判所		連邦税務裁判所		連邦労働裁判所		連邦社会裁判所
民事拡大部		刑事拡大部					拡大部		拡大部		拡大部		拡大部
民事部		刑事部					各部		各部		各部		各部
高等裁判所							高等行政裁判所		税務裁判所		高等労働裁判所		高等社会裁判所
民事部	家事部	刑事部 上告審		国家秩序に反する重大刑事事件 の第 1 審			各部		各部		各部		各部
地方裁判所							地方行政裁判所				地方労働裁判所		地方社会裁判所
民事部	商事部	小刑事部	大刑事部（第 1 審／第 2 審）	少年部（第 1 審／第 2 審）			各部				各部		各部
区裁判所													
単独部	家事部	刑事部	参審部	少年部	少年参審部								